

料 金 表

《訪問介護》

{訪問介護}

つつじ苑ヘルパーステーション

ン

☆基本利用料（1回あたり）

訪問介護費 ※自己負担額（保険給付1割分）

単位：円

基本料金《昼間》	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上～ 1時間未満	1時間以上	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護	165円	245円	388円	564円	80円を追加
基本料金《昼間》	20分以上45分未満		45分以上		
生活援助	183円		225円		
介護職員処遇改善加算Ⅰ（基本単価＋加算単価に8.6%加算）				いずれか1つ加算	
介護職員処遇改善加算Ⅱ（基本単価＋加算単価に4.8%加算）					
介護職員処遇改善加算Ⅲ（Ⅱより算定した加算の0.9%加算）					
介護職員処遇改善加算Ⅳ（Ⅱより算定した加算の0.8%加算）					

* 前表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

☆加算利用料（下記いずれかの加算算定要件に該当する場合）

特定事業所加算Ⅰ	①体制要件②人材要件③重度対応要件のすべてに適合	基本料金に20%加算
特定事業所加算Ⅱ	①体制要件②人材要件に適合する場合	基本料金に10%加算
特定事業所加算Ⅲ	①体制要件③重度対応要件に適合する場合	基本料金に10%加算
特定事業所加算Ⅳ	①体制要件に適合する場合	基本料金に5%加算

* 特定事業所（サービスの質の高い事業者）として厚生労働大臣が定める基準に適合し、当該事業所が都道府県知事に届出をした場合の加算

☆その他の加算（下記加算対象となった場合には、上記金額に加えて算定を致します）

加算項目	単価（円）	備 考
緊急時訪問介護加算	100	ご利用者様の居宅サービス計画以外の訪問介護をご利用者様又はそのご家族様の要請に基づき緊急に行った場合
初回加算	200	新規に訪問介護計画を作成しサービス提供責任者が初回若しくは初回の月に訪問介護を行った（同行した）場合
二人の訪問介護員による場合	所定単位数の2乗	一人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問介護を行った場合
早朝・夜間加算	所定単位数の25%	早朝（午前7時～午前8時）夜間（午後6時～9時）に訪問介護を行った場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%	事業所が通常の事業実施地域を超えて、中山間地域等に居住する利用者にサービスを行った場合

身体介護に続き 生活援助の提供	20分以上 67 45分以上 134 70分以上 201	身体介護に引き続き生活援助を提供した場合
--------------------	------------------------------------	----------------------

○キャンセル料（急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。）

当日午前利用 前日 17 時までにご連絡をいただいた場合	
当日午後利用 当日 8 時 30 分までにご連絡をいただいた場合	無 料
ご利用の 3 時間前までにご連絡をいただいた場合	当該基本料金の 50%
ご利用の 3 時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 80%

○交通費

通常の事業実施地域（富津地区・君津地区・大佐和地区）を越えて行う訪問介護・介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を原則として徴収します。

- ・ サービス提供実施地域を越えてから、片道おおむね 1 km 未満 1 0 0 円
- ・ サービス提供実施地域を越えてから、片道おおむね 1 km 以上 1 km 毎 5 0 円
(上限 1,500 円)

○基本料金の減免措置

社会福祉法人利用者負担額軽減制度（市町村への申請により市町村が軽減対象者と認めた場合）

○その他

- * ご利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用はご利用者様のご負担となります。

※詳細は担当者へご確認ください。

ださい。

平成 27 年 4 月 1 日改訂

料 金 表

《介護予防訪問介護》

{介護予防訪問介護}

つつじ苑ヘルパーステーション

ン

☆基本利用料（1月あたり）

介護予防訪問介護費 ※自己負担額（保険給付1割分）

単位：円

	I (おおむね週1回) 要支援1・2	II (おおむね週2回) 要支援1・2	III (おおむね週3回～) 要支援2
基本料金（月額）			
自己負担額（月額）	1,168円	2,335円	3,704円

* 別に厚生労働大臣が定める地域に居住しているご利用者様に対して通常の事業実施地域外を越えて、介護予防訪問介護を行った場合は基本料金に0.05%加算となります。

介護職員処遇改善加算Ⅰ（基本単価＋加算単価に8.6%加算）	いずれか1つ加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ（基本単価＋加算単価に4.8%加算）	
介護職員処遇改善加算Ⅱ（Ⅰにより算定した額の0.9%加算）	
介護職員処遇改善加算Ⅲ（Ⅰにより算定した額の0.8%加算）	

* 利用料金は1ヵ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画（ケアプラン）において位置づけられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等によりサービスの利用が少なかった場合、または多かった場合でも、原則として日割りでの割引・増額はいたしません。（但し、次の場合については日割り計算を行いそれぞれの単価に基づいて利用料を計算します。）

〔日割り計算を行う場合〕

- ・月の途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ・月の途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ・月の途中で要支援度が変更となった場合

☆その他の加算（下記加算対象となった場合には、上記金額に加えて算定を致します）

加算項目	単価（円）	備 考
初回加算	200	新規に介護予防訪問介護計画を作成しサービス提供責任者が初回若しくは初回の月に介護予防訪問介護を行った（同行した）場合

○交通費

通常の事業実施地域（富津地区・君津地区・大佐和地区）を越えて行う訪問介護・介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を原則として徴収します。

- ・ サービス提供実施地域を越えてから、片道おおむね1km未満 100円
- ・ サービス提供実施地域を越えてから、片道おおむね1km以上1km毎 50円
(上限1,500円)

○その他

- * ご利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用はご利用者様のご負担となります。

※詳細は担当者へご確認ください

さい。